

職員の処分について

令和 8 年（2026 年）8 月 10 日付で下記のとおり処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

<当事者>

- 上下水道局 技術部 下水道施設課 副主幹 武田 秀二（技術職員・男性・61 歳）
免職

<管理監督者>

- 上下水道局 技術部 下水道施設課長（技術職員・男性・56 歳）
訓告

2 処分事由等

令和 8 年 7 月 5 日（日）午前 8 時 45 分頃、阪急今津線の車内において、自身の左足の甲とスニーカーの間にスマートフォンを挟み込み、乗客女性のスカート内を撮影したとして、同日、警察に逮捕され、性的姿態等撮影の容疑により取調べを受けている事実。また、捜査の過程で、他にも複数回の盗撮行為を行っていた事実が下記に該当するため。

・地方公務員法第 29 条（懲戒）

第 1 項 「職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第 1 号「この法律…に違反した場合」
- ・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合」

3 違反法令

・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

・性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第 2 条（性的姿態等撮影）

「次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。」

- 一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

- イ 人の性的な部位（性器若しくは肛（こう）門若しくはこれらの周辺部、臀（でん）部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分